



## 除雪サービスの実施

町では、身体的・経済的な理由等により、冬期間自力で除雪ができない家庭に対して、生活用道路の確保のための除雪サービスを実施します。

**対象世帯**：ひとり暮らしの高齢者世帯、夫婦等高齢者のみの世帯、身体障がい者世帯

※除雪を援助してくれる親族・知人等が町内にいないことを原則とします。

※個人で業者等に除雪を依頼している方、長期間の留守宅、生活保護世帯を除く

(生活保護世帯の方は、担当ケースワーカーに相談願います。)

**収入要件 (令和5年度)**：世帯の収入が基準額以内の方が対象となります。

・基準額：単身世帯109万円、夫婦世帯164万円

※借家の場合や身体障がい者世帯については、基準額に加算があります。

**除雪範囲**：玄関先から公道（車道と歩道含む）までの敷地内の概ね幅1メートル程度とします。

**除雪を行う日**：町が道路除雪を行う日（15cm以上の降雪が目安です。）

**除雪期間**：降雪の状況にもよりますが、概ね12月上旬から3月下旬までを予定しています。

**申込方法**：地区民生委員または福祉課へ11月20日（月）までに申込みください。

※申請後に実態調査の上、対象世帯を決定します。

**問合せ 福祉課 福祉係 ☎21-2120**

## 介護保険サービス事業の紹介

町では、高齢者の在宅生活を支援するため、介護保険サービスとして次の事業を実施しています。利用を希望する場合は、随時問合せください。

※利用希望者には別途面談を実施し、利用の可否を判定します。

### ○緊急通報システム事業

**事業内容**：自宅に緊急通報装置や火災報知機を設置し、24時間365日、看護師や相談員が電話による相談や通報を受け付けます。緊急時には、消防署に通報するとともに、利用者の家族や地域の民生委員に連絡します。

**対象者**：余市町介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）で、身体上の慢性疾患等により緊急時の対応ができないと認められる単身世帯の方など

**利用料**：無料（ただし、通報時の電話代は自己負担となります。）

### ○訪問配食サービス事業

**事業内容**：週1回または週2回、利用者宅へ栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、配食時の安否確認を行います。

**対象者**：余市町介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）で、栄養改善または在宅での自立支援が必要と認められる単身世帯または高齢者世帯の方など

**利用料**：1食あたり400円

**問合せ 保険課 介護保険係 ☎21-2119**

**余市町地域包括支援センター ☎48-6015**

**余市町在宅介護支援センター ☎22-3115**



## 役場に手話通訳登録員を派遣しています！

町では、町内に住所を有する聴覚等に障がいのある方が、通院等による手話通訳が必要な場合に手話通訳登録員を派遣しています。新たに日時、場所を設け、派遣することになりましたので、各種届出や相談などのため役場に来庁された際、各種手続きがスムーズに行えるようになります。（事前予約制ではありません。）

**日時 (令和5年度)**：毎月、第2・第3・第4水曜日（祝日の場合は、前日の火曜日）

午前9時30分～午後0時30分まで

※役場閉庁日は除く。手話通訳登録員が急遽不在の場合もあります。

**場所**：役場1階相談室（階段脇）

**内容**：手話通訳登録員は1名です。状況によりお待ちいただく場合があります。

役場来庁時の役場内の手続きや問合せ等に同行し通訳をします。（利用料は無料）



**問合せ 福祉課 福祉係 ☎21-2120 FAX21-2144**